

第47回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日時 令和7年1月20日(月) 午後2時から午後3時30分まで

場所 二宮町町民センター 2Aクラブ室

出席者 委員23名中、出席18名(うち代理者3名)

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 4事業所

- ・一般社団法人 さうんどうサポート(平塚市)
- ・特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ(伊勢原市)
- ・特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会(平塚市)
- ・特定非営利活動法人 ナスクル(平塚市)

公開の可否 公開

傍聴者数 1名

審議の経過

1 開会

2 会議の成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員18名(代理出席を含む)

3 議事

(議長)

議事1、道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく、運送の対価の変更申請について協議いたします。まず、平塚市に事業所を置く「一般社団法人さうんどうサポート」から協議を行いたいと思います。

【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く「一般社団法人 さうんどうサポート」の変更申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員)

ガソリン代の高騰という説明はいただいたのですが、対価が5割上がる状態ですよね。単純にガソリン代がそんなに上がってしまったのかと思うところです。20キロになるとタクシー運賃の8割を超えてしまいますが、これは合理的な理由はあるのでしょうか。また、利用者さんがそこまで対価が上がっても、納得されているのかというところが気になります。

(事業者)

今までは、20キロを超えるご利用様はおりませんでした。これからも長距離、20キロを超えるような場合についてはお断りします。というのも、デイサービスも行っており、デイサービスの送迎の後の限られた時間、午前9時半から11時半まで午後は2時半から4時半の限られた時間でやっておりますので、長距離のご依頼はこれからもお断りします。また、ガソリン代の高騰もありますが、車の維持費など色々厳しい部分があり8割までの値上げをさせていただければと思います。

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」の方にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

先程の質問にもあったとおり、タクシー運賃の8割を超えるのではないかといいところがありましたが、これで見ると、運送対価10キロまで3,000円と書いてあります。その次が、運送対価が20キロまでと書いてあり、そうするとこの11キロから20キロまでというのは、タクシーの料金を確実に超えます。11キロからだとは多分タクシーで4,000円ちょっとなので、そこが6,000円になるというのは、どうなのでしょうかといい話。そこだけが少し気になります。

(平塚市担当者)

この表の10キロまで20キロまでというところに関して、平塚市の方もこの表で見た限りで計算をしていました。事業所の方にも、この「まで」という部分が委員のおっしゃっていたとおり11キロの場合が6,000円なのかということ再度確認させていただきます。なお、事業所さんの考えとして、10キロまで幾らではない可能性もありますので、その部分も確認させていただいてもよろしいですか。

(委員)

同じことですが、例えば6キロで3,000円になってしまうわけですから、そこは考えていただきたい。そもそも論ですが、1キロ当たり300円という考え方で僕はずっと思っていました。今おっしゃられた話になると、10キロまで、3,000円だと、6キロでも3,000円取るという意味になりますよね。例えば、6キロだったら $6 \times 3 = 18$ で1,800円なのかなと、最初から思っていました。

別の委員さんがそういうご質問をされたので、その考えじゃない場合もあるのかと思いつつ、利用料金表の一番最初に走行1キロ当たり300円と書いてあるため、走行1キロ当たり300円、5キロ走ると $5 \times 3 = 1,500$ 円だと思います。そこをはっきり確認していただかないと、今までももしかしたら9キロや6キロの人も1,000円取っていたなどの話になるため、その辺を確認していただいた方が良くと思います。

(平塚市担当者)

わかりました。今、委員がおっしゃったとおり、資料の2のところでは確かに走行1キロ当たり300円という形で示しているため、この提出書類を作る際に1キロ300円という部分を「まで」と表記してしまったところは、意思の疎通が上手くできなかった可能性が高いと思っています。この料金表の考え方だと、1キロ当たり300円になるとしますので、事業者と再度確認させていただきます。ちなみに、どのタイミングで確認すればよろしいでしょうか。

【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】

(事業所)

1キロ以内は300円で、1キロを超えると100メートルごとで全て計算をしております。1.1キロですと330円。1キロを超えた後は100メートルごとで計算をしております。

(平塚市担当者)

今の説明に補足させていただきますと、10キロから20キロの間が急に6,000円になるということではなく、例えば、11キロの場合には、3,300円になるという考え方でやっているそうです。なので、申請書のこの「まで」という書き方が誤解を招いてしまうところなのですが、きちんと1キロごと300円という形で運行されているということでした。

(委員)

100メートルごとにと言われていわれていましたが、そうすると、キロ300円じゃなくて100メートル30円になりますよ。

(事業者)

1キロ以外は300円。

(委員)

要は1.1キロは330円。30円が出るのであれば、多分キロ300円ではなくて、100メートル30円になると思います。

(事業者)

1キロを超えた時点で2キロまでが300円という風になっていた。1キロ超えた時点でも、600円になってしまうということではない。申請書の書き方がまずかったです。

(委員)

多分キロ当たり300円という表示が違う。100メートル当たり30円とかにしないといけないのでは。利用者さんからしたら良心的だと思いますけどね。

「当たり」だから、読み解き方によってはこれでも平気ということか。「当たり」だから別に「ごとに」とは書いてないため、100メートルは10分の1だというふうに考えられるが、今まで出会ったことがなかった。

(委員)

車にはメーターはついてますか。

(事業者)

走る時点でメーターを0にして、ゴール地点で走った距離が出るようにしています。

(委員・関東運輸支局)

お金の話なので明確にするためにも、書類を直していただいた上で、採決を取るのがいいのかなと思います。個人的にはそう思いました。以上です。

(委員)

では、1キロまでという「まで」という箇所を抜いていただいて、改めて、出していただく。この場では、「まで」というものを抜いたもので、承認をしていただくということで採決していただければと思います。改めて、「まで」というのを除いた正式な書類を運輸局の方へ提出していただき、我々のところへ再度送付していただければいいかというふうに思います。

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」の方には、ご退席をお願いいたしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された変更申請についてお諮りします。本案件については、表記上の何キロまでという箇所を消していただき、事務局と相談した後に、新たに提出いただいた上でこれを承認するというので決めようと思いますが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお

願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された変更申請について、これを条件付き承認するということに決しました。

【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 さうんどうサポート」の変更申請について、条件付き承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に、平塚市事務局と手続きを進めてください。それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の変更申請について協議いたします。伊勢原市職員の方は準備をお願いいたします。

【特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ 入室】

(議長)

それでは、伊勢原市に事業所を置く「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありますか。

(委員)

こちら先ほどと同じように資料 1 のところの距離の表記が「まで」と書いてありますので先ほどのことを考えますと、やはり同様に「まで」を削っていた方がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

伊勢原お出かけ支援サプライさんご説明お願いいたします。

(事業者)

1.1 キロになった場合は切り上げになっている。1.15 以上から 1.9 までは、同じ料金です。100 メートルずれても同じです。

(委員)

これは「まで」で取っているわけですね。6キロを走るともう1,500円いただくということですね。

(事業者)

5キロのところですか。

(委員)

5キロまで750円ですね。切り上げだから、6キロ走ると1,500円いただくということですのでよろしいですね。

(伊勢原市担当者)

こちらの運送の対価の表のところですね、5kmまで10kmまでとこの金額の表記の飛躍がございますが、事業者様としましては1km当たり150円ということで、こちらの「まで」の表記はとらせていただくという形でよろしいですかね。

(委員)

切り上げだから、1.1キロで300円いただきますよね。違いますか。1.1キロいくと300円になりますよね。そしたら「まで」の表記を取れないのではないのでしょうか。

(事業者)

1.1キロの場合だと2キロになり、お迎えが300円ですから合計で600円になりますね。

(委員)

「まで」をとってしまうといけないのではないですか。切り上げで1.1キロ行くと2キロ分の料金をいただく場合、2キロまで300円という表記になっていないと300円取れないですね。

(伊勢原市担当者)

当初おっしゃられていたのは、この表を見てのお話ですね。

(委員)

私はこれを見て先ほど6キロの時に、いきなりこの表でいくと、6キロで1,500円になるというような感じでしたので。

(委員)

6キロで1,500円いただきますよね。1.1キロで300円もらうのだから。

(事業者)

6キロ場合ですと、800円に300円のお迎えがつきますので900円になります。

(委員)

「まで」を取ってしまうと、切り上げができなくなるじゃないですか。

(委員)

申請者側の者ですけど、多分参考の様式があつてこの1キロ、2キロ、3キロ5キロ、10キロ、20キロの例を書いてくださいと事業者さんが言われます。事業者さんは、参考様式のその距離だったら幾らになるかっていうのを入れているだけだと思います。

6キロをやらないとかではなくて、単純に参考料金を示すためにこの数字を当てはめているだけという認識だから急に6キロだと、10キロの金額なのかと聞かれても上手く答えられないのはそんなつもりが、全然ないからだと思います。単純に6キロだと、5キロに1キロ足した分の料金ってことです。1キロごとに300円増えてくだけということです。

(委員)

なるほどそういう意味ね。

(委員)

そんなに意識して10キロだからいくらっていうわけではなく、書けと言われてるから書いていますという感じです。

(委員)

表でいくと、1キロごとにずっと書いてくと、6キロの計算があつて、6.5キロいくと。7キロ分もらうってことですね。わかりました。

(委員・関東運輸支局)

様式の問題というところもある。

(委員)

そうですね。これは8割全然絶対超えないから、最初から5割以下でやられているから僕はいいと思っている。この計算で、30キロ、40キロになろうが絶対にタクシー運賃の8割はいかないと思うので、これでやっていただくのなら別に大丈夫ですよ。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ 退席】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

先ほど、私はその「まで」を消して統一した方がと言いましたが、今のお話でわかりましたのでこのままで大丈夫かと思っています。失礼しました。

(委員)

最初のスタートの運賃が低いので「まで」があろうがなかろうが、そんなに問題ないと思います。運賃が先ほどのようにスタートからすでに 8 割に近い金額でスタートしていくと多分問題が発生すると思いますので担当の方が、その部分を少し注意しながら見て指導していただいた方がいいと思います。さっきの運賃の半分で、スタートしていますからスタートが低ければ、そんなに私共の料金と差が出てこないなのでその部分を気をつけながら見ていただいた方がいいかなと思います。

(議長)

その他ございませんか。よろしいでしょうか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された変更申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された変更申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の変更申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に、伊勢原市事務局と手続きを進めてください。それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ 退室】

(議長)

続きまして、議事 2 の道路運送法第 79 条の 6 に基づく、更新申請について 協議いたします。平塚市職員の方は準備をお願いいたします。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

資料2の3ページ、運行管理・整備管理の体制のマーカールなどで住所とか見えないよう消してある部分があると思いますが、「資格の種類」のところは何も記入されていないということによろしいですか。

(事業所)

はい。入っていません。

(委員・関東運輸支局)

日本アビリティーズ協会さんのエリアとして横浜、町田、平塚、大磯で設定いただいていると思いますが、今回のこの平塚の事務所では、平塚と大磯のエリアをメインに運行するということによろしいでしょうか。

(事業所)

はい。

(委員・関東運輸支局)

わかりました。あともう1点ですが、運転手はこの3年間で追加になった方はいないということによろしいでしょうか。

(事業所)

この3名以上に追加になった方がいるかどうかですか。

(委員・関東運輸支局)

前回の更新の時から、変更になった方や新しく入られた方はいますか。

(事業所)

前回の更新の時から、辞められた方もいますし、新しくなった方もいます。

(委員・関東運輸支局)

わかりました。そうしましたら、実際の申請の時で構わないですが、その追加になった方、新しく入られた方の運転者としての資格について、福祉有償運送の研修やセダン型の講習の受講状況、或いは福祉の関係の資格を持っているかなど、講習の受講状況をチェックする必要がありますので、申請をする際には、その書類を一緒に提出いただくようお願いいたします。以上です。

(事業所)

はい。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いをしたいと思います。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退席】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された更新申請について、お諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に、平塚市事務局と手続きを進めてください。それではお疲れ様でした。ご退室ください。

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 ナスクル」の更新申請について協議いたします。

【特定非営利活動法人 ナスクル 入室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」の更新申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ナスクル」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

《質問無し》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 ナスクル 退席】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」から提出された、更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として、協議が整ったとして、これを承認するということよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ナスクル」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 ナスクル 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人なスクールの更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に、平塚市事務局と手続きを進めてください。それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人ナスクル 退室】

(議長)

それでは続きまして、議事 3、令和 5 年度福祉輸送運送実績報告（第 46 回未報告分）についてになります。平塚市、秦野市、伊勢原市の順に説明をお願いいたします。

(平塚市担当者より報告)

- (1) 神奈川高齢者生活協同組合 たむら

(秦野市担当者より報告)

- (1) 特定非営利活動法人 ミライボランティア南

(伊勢原市担当者より報告)

- (1) 神奈川高齢者生活協同組合 いたど
- (2) 一般社団法人 ゆめの輪

(議長)

最後にその他ですが、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

(秦野市担当者)

その他の場をお借りしまして、1つ報告させていただきます。秦野市、平塚市、伊勢原市及び厚木市を範囲に、有償運送事業を行っております「特定非営利活動法人 みちびきケア」から令和6年11月18日に電話にて車検切れの車両により運行をしてしまったという報告がございました。

その概要は、福祉有償運送に使用していた車両の車検の期限が、令和6年10月13日でしたが、同年11月15日まで車検が切れていることに気づかず、10月23日に2件。同月25日、11月18日と13日にそれぞれ1件ずつの計5件運行していたということです。

なお、同法人におきまして、現在、関東運輸局神奈川運輸支局に車検切れ車両による運行について連絡しておりますが、さらに詳しい経緯や防止策につきまして、関東運輸局神奈川運輸支局が「みちびきケア」に報告を求めているところですので詳細につきましては、関東運輸局神奈川運輸支局の方からご報告いたします。秦野市のからの報告は以上でございます。

(秦野市)

失礼いたしました。先ほど、車検が切れていることに気づかず運転した日にちで、11月18日と申しましたが、次、11月8日の誤りです。申し訳ありません。失礼いたしました。

(議長)

ありがとうございました。それでは事務局から何かございますか。

(事務局)

【今後の手続きについての流れの説明】

(委員)

最後に、いつも委員さんあまり福祉有償について、詳しい方ばかりではないと思いますので、運送の対価の変更について8割ありきで変更申請がされていると感じることと、ガソリン代が原因とおっしゃる団体さんが多すぎる。実績報告の収入が1,800万ある団体さんと、5万3,000円しかない団体さんなど色々、団体さんによって状況違うと思います。その辺をその団体さんに自ら訴えていただいた方が、8割が駄目と言っているのではなくてこの妥当と思われる額というのが、合理的な理由を先に説明していただく方がいいと思います。

こちらが団体さんに質問して、そのガソリン代だけでなく車の維持費など、5万3,000円しかない団体さん、車を持っていたら1ヶ月に1万円じゃない

と思います。保険もいろいろ含めて、だから、必要な団体さんってあると思うので、やっていけなくて消滅してしまう団体が結構増えているので何かその団体は協議会で訴え方みたいなものを準備してきていただく方が、委員さんもわかりやすいのかなと思います。

(委員)

車検切れの件についてですが、運輸支局さんの方の見解を一応聞いておきたいですね。我々事業者は、監査が入り、罰則規定があり、罰則を受けています。福祉有償運送ですと、今のお話だと、ごめんなさいで済んでいる問題ではないと僕は思います。運輸支局さんの方で、法的な責任をとれという状況じゃないと思いますけれども、何か始末書取るとかですね。そういうものを1つバッドマークとして付けていただくような方策をとっていただかないと、事故がなければいいというのではなく、車検は国の法律で規定されている大事な義務でございます。その辺を強く、言っていただくような方策を運輸支局の方で考えていただきたいと私は思います。

(委員・関東運輸支局)

こちらの支局の方にも団体の方から報告をもらってしまっていて、それを受けて報告書のたたき台のものはいただいています。先ほど、秦野市事務局さんからもお話あったとおり、5日間にわたって稼働させてしまっていたということで報告を受けています。

原因としては、販売店からの通知を受けて車検を実施していたが、販売店からの通知が来なくて気づかなかったという話があったところです。お客様を乗せて人の命を乗せてお金をいただいて運営されていらっしゃるわけですので、今一度販売店からの通知という受け身の体制ではなく、自ら検査表の作成や、チェック体制を毎日の点呼の時に確認できるような方策をとるよということ、もう一度正式な始末書といえますか、報告書を当団体の方にも要求して再発防止の方法をしっかりと求めて参りたいと思っています。運輸支局から以上です。

(事務局)

もう1つですね、委員さんの方からございました。運送の対価の変更申請があった場合にというところにつきましては、各市町村の事務局の方が聞き取りをして概要説明の方もさせていただいているところなので、そちらの部分、今後各事務局と調整を行い、もう少し聞き取りをするなり、事業所の方も来ていただいているのでそこで説明をしていただけるような体制を整備していきたいと思っております。ありがとうございます。

(議長)

長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。運営協議会の円滑な議事進行にご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。それでは進

行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

会長、どうもありがとうございました。それでは最後に、副会長より閉会の言葉をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【副会長閉会の挨拶】